平成18年2月13日
交通政策審議会
第17回港湾分科会
資料2－5

●海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案

＜予算関係法律案＞

海上物流の基盤強化を図るため、港湾における物流拠点施設の整備、港湾の建設及び管理の適確化並びに構造改革特別区域における特例措置の全国展開による港湾機能の強化、特定外貿埠頭の管理運営主体の株式会社化による管理運営の効率化、水先制度の充実・強化、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援等所要の措置を講ずる。

１．港湾法の一部改正

○埠頭の近傍における物流拠点施設整備に対する国による無利子貸付

○重要港湾における長期･安定的な埠頭運営のための港湾施設の貸付

○陸域においても船舶等の放置を禁止

⇩

港湾機能の強化

2.外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正

○特定外貿埠頭の管理運営主体を財団法人から株式会社に変更

○特定外貿埠頭の管理運営主体に対する規制を緩和

⇩

特定外貿埠頭の管理運営の効率化

３．水先法の一部改正

○資格要件を緩和し、一級から三級の等級別免許制導入

○免許更新時の講習の課程の修了の義務付け

○水先料金規制の緩和（省令料金制→上限認可制）

⇩

水先人の養成･確保、船舶交通の安全確保、水先業務運営の効率化･適確化

4.独立行政法人鉄道建設･運輸施設整備支援機構法の一部改正

○海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援業務の追加等

○造船勘定と船舶勘定を統合し、研究開発から普及に至る一貫した支援体制を構築

⇩

海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援

港湾の国際競争力強化

海運の効率化及び安全性向上

海上物流の基盤強化

●外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正関係

【背景】

○国が指定した財団法人(指定法人)が特定外貿埠頭(外貿埠頭公団が建設した外貿埠頭)を管理運営。

○我が国港湾の相対的な地位の低下。

【世界の港湾におけるコンテナ取扱量】

(単位：千TEU)

１９８０年			２００４年		
	港名	取扱量		港名	取扱量
1	ﾆｭｰﾖｰｸ/ﾆｭｰｼﾞｬｰｼﾞｰ	1,947	1(1)	香港	21,932
2	ロッテルダム	1,901	2(2)	シンガポール	20,600
3	香港	1,465	3(3)	上海	14,557
4	神戸	1,456	4(4)	深圳	13,650
5	高雄	979	5(5)	釜山	11,430
6	シンガポール	917	6(6)	高雄	9,710
7	サンファン	852	7(8)	ロッテルダム	8,300
8	ロングビーチ	825	8(7)	ロサンゼルス	7,321
9	ハンブルク	783	9(9)	ハンブルク	7,003
10	オークランド	782	10(11)	ドゥバイ	6,429
：			：		
12	横浜	722	：		
：			：		
16	釜山	634	20(17)	東京	3,580
：			：		
18	東京	632	29(27)	横浜	2,577
			：		
			※(32)	神戸	2,046
			：		
			※(47)	大阪	1,610

※は、順位は不明　（　）内は２００３年の順位

出典:CONTAINRISATION INTERNATIONAL YEARBOOK（1980年及び2005年）
March 2005 Containersation International
注1)名古屋港、神戸港、大阪港のコンテナ取扱量は、2003年の数字

○指定法人が取り扱う外貿コンテナ貨物(斜線部分)は、全国の約5割、東京・横浜・大阪・神戸港の約4分の3を占める。

【指定法人の外貿コンテナ貨物取扱量】

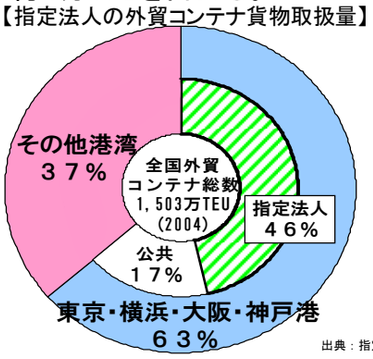

出典：指定法人調べ

我が国港湾の国際競争力を強化するためには、我が国国際海上物流の中枢的機能を担う特定外貿埠頭の管理運営の効率化が必要。

埠頭公社の民営化（株式会社化）により特定外貿埠頭の管理運営の効率化を実現

【方策】

１．特定外貿埠頭の管理運営主体の指定要件の変更

◆ 国の指定を受けて特定外貿埠頭の管理運営を行う者を財団法人から株式会社に変更。
◆ 株式会社に係る所要の規定を整備。

２．特定外貿埠頭の管理運営主体に対する規制緩和等

◆ 岸壁等の貸付けに係る規制を緩和(貸付料の事前届出制の廃止等)。
◆ 外貿埠頭の建設･改良に係る整備計画の認可制を廃止。
◆ 外貿埠頭の建設・改良に係る資金に対する国の無利子貸付。

●水先法の一部改正関係

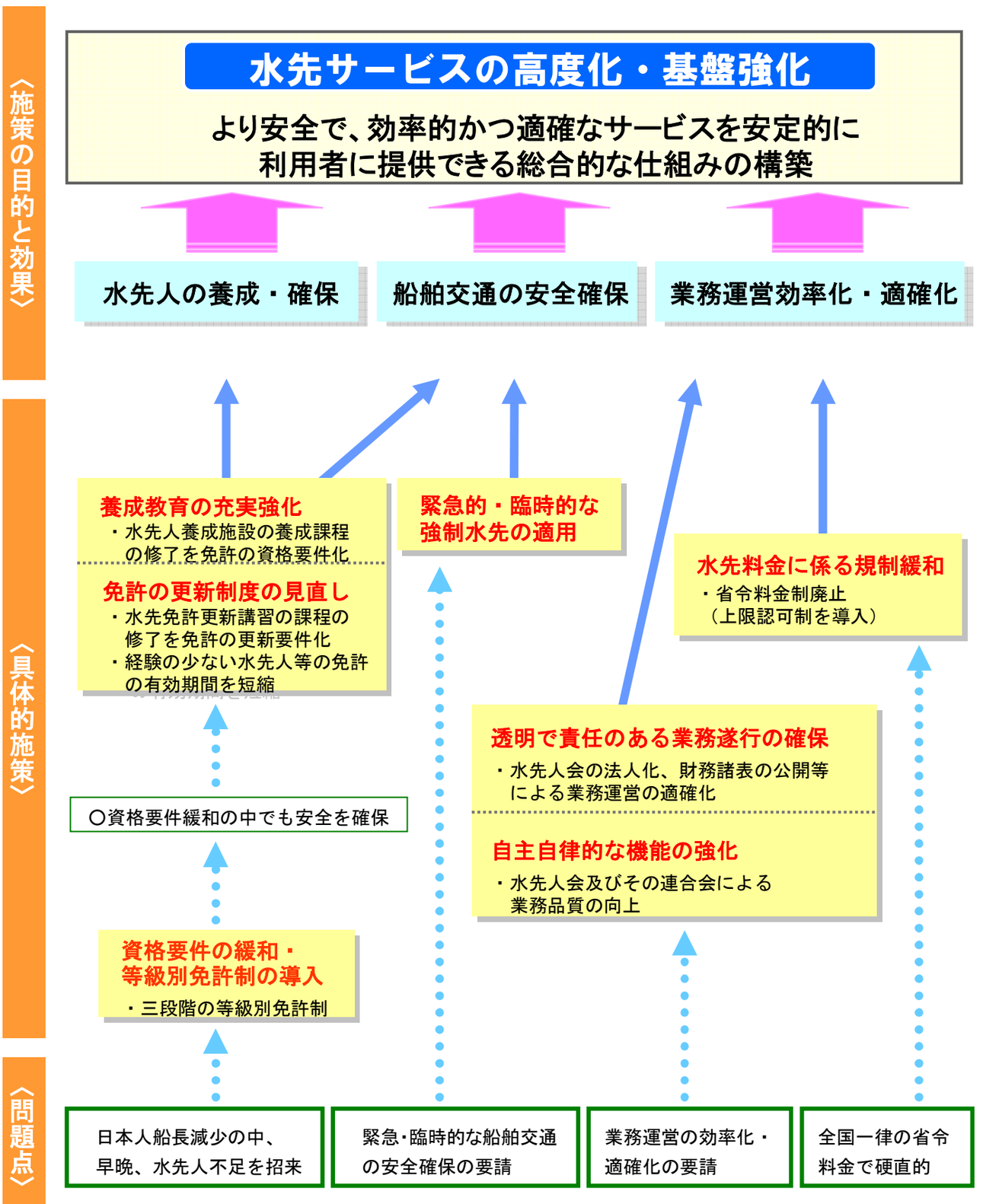
〈施策の目的と効果〉
水先サービスの高度化・基盤強化
より安全で、効率的かつ適確なサービスを安定的に
利用者に提供できる総合的な仕組みの構築
水先人の養成・確保
船舶交通の安全確保
業務運営効率化・適確化
〈具体的施策〉
養成教育の充実強化
・水先人養成施設の養成課程の修了を免許の資格要件化
免許の更新制度の見直し
・水先免許更新講習の課程の修了を免許の更新要件化
・経験の少ない水先人等の免許の有効期間を短縮
緊急的・臨時的な強制水先の適用
水先料金に係る規制緩和
・省令料金制廃止
（上限認可制を導入）
透明で責任のある業務遂行の確保
・水先人会の法人化、財務諸表の公開等による業務運営の適確化
自主自律的な機能の強化
・水先人会及びその連合会による業務品質の向上
○資格要件緩和の中でも安全を確保
資格要件の緩和・等級別免許制の導入
・三段階の等級別免許制
〈問題点〉
日本人船長減少の中、早晩、水先人不足を招来
緊急･臨時的な船舶交通の安全確保の要請
業務運営の効率化・適確化の要請
全国一律の省令料金で硬直的

●独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正関係

海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化のための支援を強化するため、①鉄道・運輸機構の業務に関し助成金交付業務を追加するとともに、②船舶勘定及び造船勘定を統合し、研究開発から普及に至る一貫した支援体制を構築する等所要の改正を行う。

○ 中小造船事業者の資金力・技術力不足

○ 二番船以降の注文が不確実なことへの懸念から、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化に必要な設計等コストが一番船の価格にすべて上乗せされることによる船価上昇

○ 海運の効率化に資する高度船舶技術の導入リスク懸念　等

⇒ 海運の効率化に資する高度船舶技術の研究開発後の実用化が進まず、新技術船が普及しない。

↓

① 海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化を支援するための助成制度を新設

一番船の設計費用や初期故障対応費用を助成

② 業務を効率的に実施し、研究開発から普及に至る一貫した支援体制を構築するため、海事関係の2勘定を統合

造船勘定		船舶勘定
●高度船舶技術に関する試験研究資金への助成 ●高度船舶技術を用いた船舶の建造への債務保証　等	統合	●船舶共有建造制度による政策的効果の高い船舶の普及促進 ●船舶共有建造に当たっての技術的援助　等

↓

海運の効率化による海上物流の基盤強化